

# 神奈川労働弁護団所属の弁護士による無料電話相談 労働相談ホットライン

残業しても残業代が払われたことがないので、請求できますか。

こんなお悩み  
ご相談ください

突然解雇といわれてしまいました。仕方ないのでしょうか。

上司のパワハラで限界ですが、お金がないので休めません。

仕事中のケガで休んでいるのですが、有給休暇を使い切ったから無給といわれて困っています。

退職願を書くか、懲戒解雇か選べと言われて退職届を書いてしまいました。諦めるしかないのでしょうか。

※労働者側の相談が対象です。使用者側（雇う側）の相談はできません。

全域	045-651-6441 (毎週)月・火・水・木・金 / 11:30~13:00・17:00~18:30
県西	0465-24-5051 (毎週)木 / 16:00~17:30

## 神奈川労働弁護団とは…

労働者・労働組合の権利を守るという趣旨に賛同する弁護士による任意団体です。ホットラインをはじめ、労働者・労働組合の側で労働事件に積極的に取り組んでいます。

(お問い合わせ先) ※ホットラインの相談は上記電話番号へお願いします。

〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7 タイムクロス横浜4階

神奈川総合法律事務所内

神奈川労働弁護団 事務局長 弁護士 西川 治

TEL 045-222-4401 / FAX 045-222-4405



<https://kanagawa-rb.org/>

# 神奈川県労働弁護団の労働相談ホットラインについてのご案内

(電話番号・実施曜日等は 2025 年 4 月 1 日現在のもので)

## ○実施曜日・時間等

神奈川県労働弁護団では以下のとおり労働ホットラインを設置し、会員弁護士による無料の電話労働相談を行っています。

	電話番号	実施曜日	実施時間	担当弁護士の事務所がある地域
全域	045-651-6441	月・火・水・木・金	11:30～13:00 17:00～18:30	横浜市・川崎市・相模原市 横須賀市・藤沢市
県西	0465-24-5051	木	16:00～17:30	小田原市・厚木市・藤沢市

- ・ 祝日、年末年始（12/29～1/6）は実施していません。年末最終実施日は昼のみの実施です。
- ・ 相談時間：お一人最大 20～30 分程度
- ・ お住まいや職場の地域に関わらず、全域・県西のいずれにもご相談いただけますが、弁護士への依頼を考えている場合、近い地域のホットラインに相談されることをご検討ください。

## ○ホットラインの仕組みなど

- ・ 神奈川県労働弁護団所属の弁護士が持ち回りで担当しています。
- ・ ホットラインによるご相談は無料です。
  - \* 通話料は発生します（一般の固定電話扱いです。フリーダイヤルではありません）。
  - \* 電話相談の結果、弁護士の事務所での面接相談を希望される場合や、実際に弁護士に交渉等を依頼する場合は、別途の費用がかかることがあります。費用の金額は担当する弁護士によって異なりますので、担当弁護士に遠慮なくお尋ね下さい。
- ・ ご相談の内容や個人情報について、相談担当弁護士は弁護士法に基づき守秘義務を負いますのでご安心ください。
- ・ できるだけ多くの方にご相談いただくため、お一人の相談時間は最大でも 20～30 分までとさせていただきます。また、日々多くのご相談が寄せられておりますので、同一の内容につき度重なるご相談はお控えください。
- ・ 相談の対応は各弁護士が責任をもって行いますが、その内容・結果について、神奈川県労働弁護団が責任を負うものではありません。相談担当の弁護士が受任した事件についても同様です。

## ○お願い

- ・ 相談担当弁護士は、基本的に事務所で待機して相談に応じています。そのため、一部の相談日には受話時に事務所名を名乗る場合があります。ダイヤルミスと即断せず、「労働弁護団のホットライン担当の弁護士をお願いします。」とお伝えしてみてください。
- ・ ご相談にあたり、相談担当弁護士に対する過度な要求、暴言等の不当な行為がなされた場合、ご相談を打ち切ることがあります。
- ・ 番号非通知で電話された場合、相談担当弁護士の電話機の設定によりつながらないことがあります。この場合、ホットラインの電話番号の前に「186」を付けて電話をかけてください。

## ○個人情報の取り扱いについて

- ・ 神奈川県労働弁護団では、相談状況を把握するため、相談者の属性や相談内容の概要などを集約しています（相談者のお名前は集約していません）。
- ・ 集約した情報は、ホットラインの相談者の属性や相談内容の分析その他同ホットラインの運営のために使用します。また、個人情報は第三者に提供しません（本人の同意がある場合その他弁護士の守秘義務及び個人情報保護法その他の法令に抵触しない場合を除きます。）。
- ・ 相談担当弁護士がお名前を伺うことがあります。利益相反の確認等のためですので、ご協力ください。相談担当弁護士は、弁護士法に基づき守秘義務を負っていますので、ご安心ください。